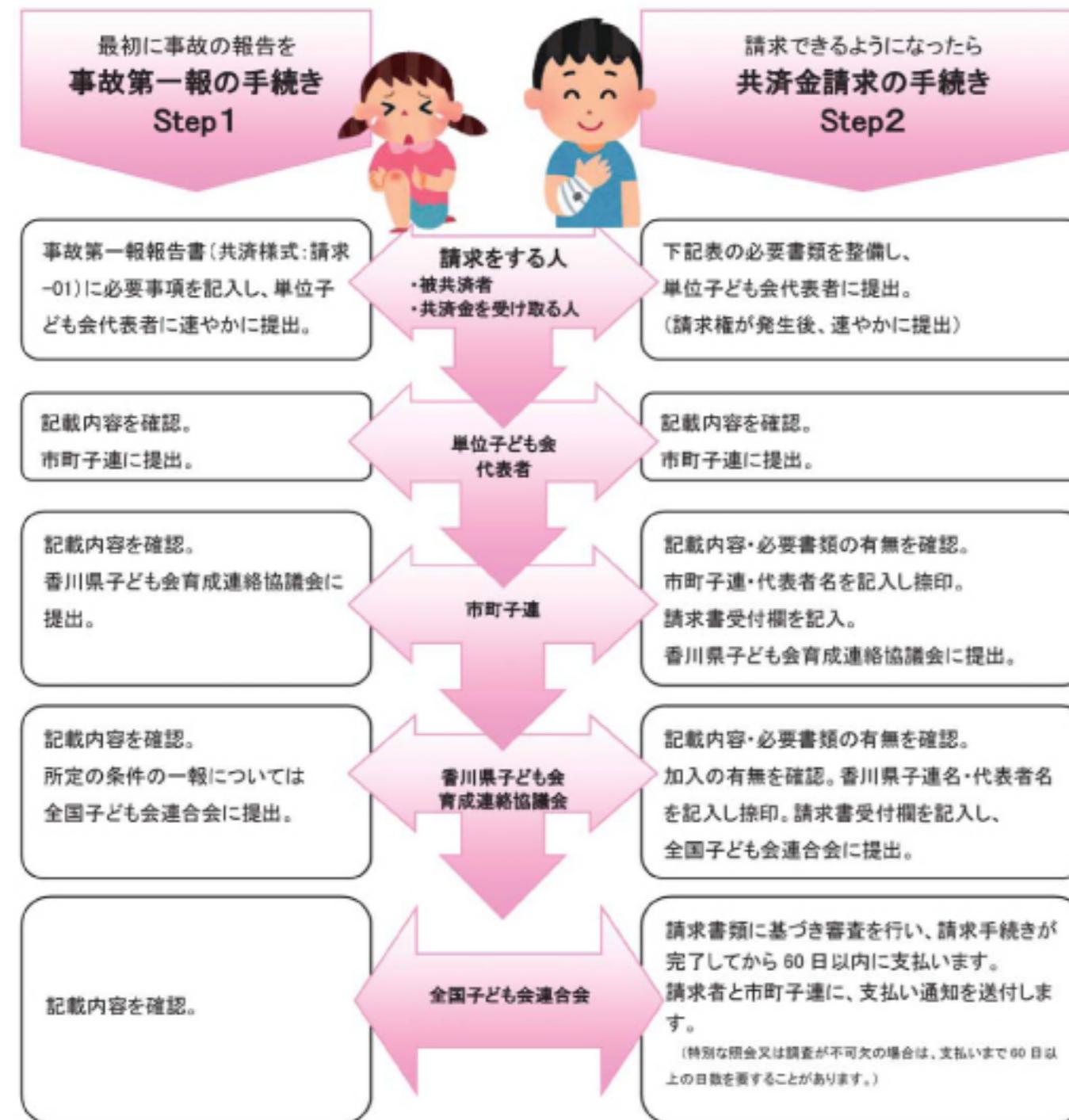


事故が起きたら

～事故第一報から共済金請求の流れ～



様式について各県市
子連へお尋ねください。
また全国子ども会連合
会ホームページにもご
用意しています。

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害 共済金	死亡 共済金
医療共済金請求書兼事故証明書	請求-11	<input type="radio"/>		
個人情報の取扱いに関する同意書	請求-12	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	<input type="radio"/>		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	請求-31		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
医師の診断書(後遺障害)	請求-32		<input type="radio"/>	
死亡診断書又は死体検査書	-			<input type="radio"/>
被共済者の戸籍謄本	-			<input type="radio"/>

H28年度



(一社)香川県子ども会育成連絡協議会

<連絡先>

〒760-0004

香川県高松市西宝町 2-6-40 香川県教育会館 605

電話番号: 087-834-1265 FAX番号: 087-834-1288



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| ☆仲間遊び | ☆エコ活動 | ☆緑化運動 |
| ☆スポーツ活動 | ☆慰問・訪問活動 | ☆食育活動 |
| ☆生活習慣向上運動 | ☆伝承芸能活動 | ☆募金活動 |

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT(危険予知トレーニング)を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには

単位子ども会、市町村区子連、都道府県・指定都市子連に所属する者が
次の年会費を納めることが必要です。

☆子ども会年会費 (1人) ··· 200 円

(内訳)

全国子ども会安全共済掛金 ··· 50 円 (10月1日以降加入の場合 ··· 40 円)

全国子ども会連合会運営費 ··· 20 円 (子ども会賠償責任保険料を含む)

香川県子ども会安全事業費 ··· 130 円

(安全教育、共済金請求書作成、事前審査、名簿管理等の費用として)



全国子ども会安全共済会のご案内

ご加入の前に必ずお読みください

1. 被保険の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者は限る)又は育成会員の管理下にある活動
- (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被保険者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被保険者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者、(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
被保険者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- (2)死亡共済金
被保険者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾患により急死)したとき。
- (3)後遺障害共済金
被保険者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済契約に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。
- (4)医療共済金
被保険者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は医療整復による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

※医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③施設療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡・後遺障害・医療共済金共通)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
①共済契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡・後遺障害の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りります。
③被保険者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被保険者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
④交通事故(自転車の単独事故、または自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
⑥被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
イ 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
エ 自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
⑦被保険者の妊娠、出産、早産又は流産
⑧戦争、外敵の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
⑨地震もししくは噴火又はこれらによる津波
⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
⑪国から今までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本ナビに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有(管理)者賠償責任保険]

この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであります。(加入をお認めするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の第三者が死傷したり、またはその財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者(注2)等の主催者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、主催団体の役員および行事計画書に記載した指導者(満20才未満の者は除く)、育成者、指導者を委託されたものをいいます。
(注2)育成者とは、「子どもの親は全て育成者」との基本理念から子ども会員の親は全て育成者となり生産者となります。

お支払いする保険金の種類

損害賠償費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または甚大の防止のために要した必要または有益であった費用

特別保険料費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その進行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

差旅損害費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または甚大の防止のために必要な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

差当者用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

保険金をお支払いできない主な場合

- ①主催者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③主催者と第三者との間に損害賠償について特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④主催団体の役員、指導者(満20才以上の者に限る)および育成者が自ら所属する団体の活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの加害行為により主催団体の役員、指導者(満20才以上の者に限る)または育成者が被った身体障害に対する損害賠償責任。ただし、被保険者が20才未満で、かつ未婚者の場合は保険金をお支払します。
- ⑥主催者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦主催者が販売または提供した商品・飲食料などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両・動物などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ⑨スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)

■保険期間(ご契約期間)

■保険金額(ご契約金額)

平成28年4月1日午後4時から平成29年4月1日午後4時まで

お支払い限度額は以下のとおりです。

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物賠償	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円

(注)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

このチラシは概要を説明したものです。施設所有(管理)者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明、契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店

株式会社保険代行社

Tel 0153-0061

東京都日暮里区日暮里2-10-5 山手Kビル5F

TEL: 03-3713-8331 FAX: 03-3791-9045

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第二課

Tel 03-8250

東京都中央区日本橋3-5-10

TEL: 03-5202-6605 FAX: 03-5202-6669 (2015年11月承認) B15-103064